

喬木村物価高騰支援商品券取扱店募集申請受付について

1 趣旨

エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている村民生活を支援するため商品券を発行する本事業において、商品券の取扱事業者を募集する。

2 登録資格者

□下記に該当し、下記の誓約事項に同意する事業者。

喬木村物価高騰支援商品券の取扱店として登録できるものは、村内に店舗や事業所等がある、小売業・飲食業・サービス業・建設業・建築業・工業・旅行業・通信運搬業及び医療機関を営む事業者とする。

《誓約事項》

- ・今後も事業を継続する意思を有していること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2号に規定する暴力団又は同条6号に規定する暴力団員がその事業活動に関与する関係者でないこと。
- ・法令または公序良俗に反していないこと。
- ・宗教上の組織又は団体でないこと。
- ・村が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ・村ホームページ、その他広報媒体への掲載に同意すること。

3 登録方法

□登録を希望する事業者は、所定の登録申請書に必要事項を記入し、郵送・メール・FAXのいずれかの方法で、役場産業振興課商工観光係までご提出ください。

※申請期限以降も随時申請を受け付けます。

※登録申請書は喬木村ホームページからダウンロードできます。

ダウンロードできない場合は、役場産業振興課商工観光係までお越しください。

※E-mail：kouryu@vill.takagi.nagano.jp

4 喬木村地域支え合い商品券の概要

□交付額 3,000円分（商品券3枚、台紙1枚刷り 切り取り方式）

□交付対象 村民一人につき1冊交付

※福祉施設入所者を除く

- 取扱店すべての取扱登録事業者が対象 取扱店
- 使用期間 令和6年2月1日から令和6年3月17日

5 取扱事業者の業務

- 取扱店は、商品券を持参した者に対し、令和6年3月17日（日）までの期間で、記載金額に相当する商品の提供を行い、額面に満たない利用の場合は釣銭を出さないこと。
- 受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理すること。
- 登録店舗は必ず商品券取扱店ポスターを店頭が目立つ場所に表示すること。

6 取扱店登録証

- 登録資格の確認後、「取扱店登録証」を交付する。

7 換金請求手続

- 「喬木村物価高騰支援商品券換金請求書兼振込依頼書」に必要事項を記入・押印し、特定取引において受け取った商品券を、取次金融機関（飯田信用金庫喬木支店若しくはみなみ信州農協喬木支所）に換金を申し出ること。

8 換金請求期間

- 換金請求期限 令和6年3月22日（金）
- ※換金請求期間を過ぎた換金は一切応じないものとする。
- ※商品券の換金は、使用期間中で金融機関の営業日であればいつでもできます。

9 換金手数料

- 事業者負担なし。

10 換金振込み

- 換金の方法は、取次金融機関から特定事業者の預金口座への振込とする。

11 使用対象外となる物品・サービス

- 商品券、図書券、切手、印紙、はがき、プリペイドカード等換金性の高い商品
- 国や地方公共団体への支払、施設使用料水道料金、税金など
- 公共サービス（電気料、ガス料、NHK受信料など）
- たばこ
- 仕入れ等の事業資金

不動産の購入

12 その他

商行為以外での商品券等の換金や不正による商品券等の利用が発覚した場合は、換金金額の全額を返還してもらうほか、取扱事業者としての登録を取り消します。

喬木村役場 産業振興課 商工観光係
課長：福沢 博之
担当：市瀬 直紀
電話：33-5126（直通）